

カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会設置要領

5 産 労 雇 調 第 913 号
令和 5 年 10 月 20 日

(設置の目的)

第 1 「公労使による「新しい東京」実現会議設置要綱」(平成 29 年 5 月 1 日付 29 産労雇調第 174 号) 第 3 に基づき、カスタマーハラスメントについて、公労使の立場から現状を分析するとともに、その防止対策のあり方を専門的に検討するために、「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討部会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 民間企業及び公共サービスの現場におけるカスタマーハラスメントの現状分析に関すること。
- (2) カスタマーハラスメントの防止対策のあり方に関すること。
- (3) その他、検討部会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員等)

第 3 検討部会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。なお、産業労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を検討部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 5 検討部会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 検討部会は、産業労働局長が招集する。

(公開)

第 7 検討部会は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

(議事録)

第 8 議事録は検討部会の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第 7 条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝金)

第 9 第 3 の規定により出席した者に対し、謝金を支払うことができる。謝金額については、雇用就業部報償費支払基準に基づき決定する。

(事務局)

第 10 検討部会の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部調整課とする。

(その他)

第 11 この要領で定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、決定の日から施行する。